

ブランドム＝ヘーゲルの承認論とフィヒテの承認論

1 ブランドムの用語

#規範的地位と規範的態度の関係

ブランドムによれば、伝統的社会では態度が地位に依存しており、近代社会では地位が態度に依存している。これは一般にも受け入れられている歴史観だろう。ただしブランドムは、態度が地位に依存している側面があるので、ポスト近代社会では、この両方を考慮しなければならないと主張する。

ブランドムは、ヘーゲルの承認論において、この規範的地位が規範的態度に依存することだけでなく、規範的態度が規範的地位に依存することも指摘する。

ブランドムは、規範的地位と規範的態度を次のように定義する。

規範的地位＝<意識がそれ自身において何であるか>

規範的態度＝<意識が意識にとって何であるか> (ST9 章 I⑦、265f)

規範的地位の主なもの二つ(ST9 章 I⑧、266)

権威 (独立)

責任 (依存)

権威があるとは、活動を認可し、責任を持つ活動の規範的評価の基準となる、という意味である。

(K 欲求が権威があるとは、K 活動を認可し(licensing)、かつ、責任を持つ K 活動の成功や正しさの規範的評価の基準として役立つということである。(Cf. ST 8 章 V⑩、252)

規範的態度の主なもの二つ(9 章 I⑧、266)

規範的地位を (他者に) 帰属させること

規範的地位を (自分自身に) 是認すること

承認するとは、権威を是認することである(Cf. ST 8 章 VI①、253)

「承認することは、規範的態度である。誰かを承認することは、その人を規範的な地位の——コミットメントと資格付与の——主体として、責任を引き受け権威を行使することができるものとして、見做すことである。」(ST 8 章 IV④、245)

<意識が意識にとって何であるか> (規範的態度) の二つの区別

<意識が他の意識にとって何であるか> (他者に帰属させる)

<意識がそれ自身にとって何であるか> (自分自身に是認する) (ST 9 章 I⑧、266)

規範地位が規範的態度に依存するとは、規範的地位 (権威、責任) が規範的態度 (是認、帰属) によって構成されるということである。

規範的態度が規範的地位に依存するとは、規範的地位が、規範的態度を評価するときの基準となるということである。この場合の評価とは、認知的態度の正しさと誤りを評価する、実践的態度の成功と失敗を評価する、ということである。この評価は事後的に行われるので、回想的、想起的なプロセスが重要になる。

注：MIE との対応関係

deontic statuses : commitment (MIE159) /responsibility(MIE161)

entitlement /authority

(権威と責任は、義務論的地位の familiar sorts(MIE161))

deontic attitudes : attributing

undertaking (acknowledging) (MIE161)

two species of discursive commitment (MIE 233)

cognitive commitment

the content of practical commitment is to taking-true of claims

practical commitment = commitment to act

the content of practical commitment is to making-true a claim

2 カントの自律モデルからヘーゲルの承認モデルへ

#規範的地位の規範的態度への依存の二つのモデル

「規範的態度による規範的地位の制定」に関して「カントの個人主義的自律モデル」と「ヘーゲルの社会的承認モデル」があり、後者は前者を「止揚」する。(Cf. ST268)

「カントのモデル」は「個人的自律的規範的主体が、責任を是認する態度によって規定された責任を直接的に制定する。」

「ヘーゲルのモデル」は、「規範的主体の態度による規範的地位の社会的制定」(cf. ST9 章、III,⑥、280f)である。

#カントの自律の理解：責任（地位）は態度に依存する

「カントの自律の意味で自由であるとは、自分自身を拘束する権威を持ち、構成的には自分を責任をもつものと見做す(take)だけで自分を責任もつものにする(make)権威を持つことです。」(9 章 I⑥264、cf.269)

「自己自身*を責任があると見做すこと(taking)によって、自己自身を責任があるものにする(making)権威は、「基礎的カント的規範的地位」(BKNS)と呼んでよいだろう。」(ST9 章 II⑤、271)(参照、Figure 9.2)

カントの自律論では、人は、自分を責任を持つ者と見做す(take)ことによって、責任を持つ者にする(make)、つまり責任という規範的地位を制定する(institute)。責任を是認するという規範的態度によって、責任という規範的地位を制定する。

では、カントの自律（権威）は、どのような態度によって制定されるのだろうか。

「直接構成的な自己*帰属を採用できること自体が規範的な地位です」(271)

カントの自律的な主体は、この「直接構成的な自己*帰属」ないし「直接的地位構成的態度」273 を採用する。

「直接的地位構成的態度という概念は、ヘーゲルが近代の基本的な考え方として考えていると私が主張したものの極端なバージョンである。」273

ただしカントの自律という地位そのものは、態度によって構成も制定もされていない。

「自律的な言説的存在であること、つまり規範的な態度と地位の主体であることを構成するのは、地位である。そして、その基本的な構成的規範的地位自体は、規範的態度によって制定されるものではない。」ST 9 章 III②277

#ブランダムのカント批判

自律性の権威とそれへの尊敬の責任は、ブランダムから見ると「要請されている」だけであり、「仮想的」なままである。

「カントにとって、自律性である権威と尊敬する義務（承認の前駆体）である責任は、態度によって制定されるものではない地位である。それらは現実的な権威と責任として要請 postulateされており、それらを制定する態度の対象であるという仮想的な状態から昇格されるものではない。」(ST 9 章 VI②299)

ブランダムによれば、カントの自律モデルでは、

「彼らは自分自身に責任があると見做する(take)だけで、自分自身に責任をもつものにする(make) ことができる。」ST 9 章 VI①、298

ただしこれでは私的な信念にすぎず、カントの自律モデルは、私的言語批判で批判されるだろう。＜自分に責任があると考えることで自分に責任を負わせる＞という自律が、私的な信念でなく、公的なものになるためには、他者からの自律ない権威の是認が必要である。ブランダムは、このような見做しは、適切に社会的に補完される必要があると主張した。同じことがカントの自由論についても言えるだろう。＜自分が自由だと考えることで、自分を自由にする＞という考えは、私的言語批判によって批判される。ブランダムは、ここでは私的言語批判に言及していないが、規則遵守問題の解決をヘーゲルの承認論に見出そうとする本書の目論見からして、このように考えていただろうと思われる。

ただし、カントは、自律への「尊敬」の感情について語っていた。したがって、カントの自律論にも社会的な次元がある。ただし、その「尊敬」によって自律性が構成されるとは考えていない。それは（道徳的行為のためには必要かもしれないが）自律性の成立にとってははなくてもよいものだと言っている。 (参照 Figure 9.3)

3 ブランドム＝ヘーゲルの社会的承認モデル

* ブランドム＝ヘーゲルは、カントの自律は、相互承認によって社会的に達成されると考えた。

「ヘーゲルによるカントの展開の本質をなしているのは、<この意味における自由な自己意識の規範的主観性は社会的達成であり、原理的には「私」だけではなく「私たち」に焦点を当てることによるのみ理解できるものである>と、ヘーゲルが見做していることである。」(ST264)

言いかえると、この自由な自己意識は、直接的な見做しによって制定されるのではなく、相互承認によって成立する、ということである。カントの自律の社会的次元であった自律性への「尊敬」は、「承認」に置き換えられるが、この<自律が社会的に達成されること>、言いかえると相互承認によって達成されること>は、ヘーゲルに先んじてフィヒテが論じていたことである（これについては後述）。

ちなみに、ブランドムが言う「承認する」とは次のようなことである。

「誰かを承認することは、実際にはその個人を自己として受け止めたり扱ったりすることである：知識と行動の主体であり、したがって、潜在的にコミットされ、責任があり、権威があるなどとして規範的評価に服するもの（主体）となる。」(ST 246)

「あらゆる種類の承認は、何かをそのような自己または規範的地位と態度の主体として見做すこと、または扱うことである。それは、何かを自己または主体として意識することである。」(ST 258)

(参照 Figure 9.4)

仮想的な規範的地位は、社会的補完によって現実化する。

「責任や権威などの規範的地位は、態度の対象として、是認され、帰属させられるものとして、ある種の仮想的な存在 virtual existence を持つ。一般に、態度に対応する現実の地位が存在する必要はない。ある主体は、誤って責任を別の主体に帰したり、実際には自分自身が持っていない権威を主張したりする可能性がある。」(ST270)

「承認モデルは、<それらの態度の対象としての仮想的な地位を、現実化するために>、態度の適切な社会的補完を必要とする。」 285

(参照 Figure 9.5)

<現実的な地位か／仮想的な地位か>の区別ができないということは、<言語の規則に従っているか／従っていると信じているだけか>の区別ができないということと同じであろう。これらを区別するには、「態度の適切な社会的補完」が必要である。この場合に重要なことは、ある帰属に対して対応する是認があるとか、ある是認に対して対応する帰属が行われている、というだけでなく、<現実化に携わる人々が互いに相互承認している>ということが必要だということである。

「別の主体に帰せられる地位がその主体によっても是認されるとき、また、ある主体によっても是認される地位がその主体に帰属せられるとき、そしてこれらの対称的な態度の規範的主体が一般적으로互いを承認するとき、そのとき真正の規範的地位が制定されている。」(ST 9 章 II③289)

4 フィヒテのヘーゲルへの影響と相違点

#フィヒテとヘーゲルの承認論の共通点：ヘーゲルがフィヒテから継承している点

- 一、他者は、自己意識の存在論的条件として、哲学者の立場から述べられる。
- 二、承認は行為によって実現する。
- 三、他者の認識と承認は相互依存関係に立つ。
- 四、承認は相互承認としてのみ成立する。

次の書では、これらの共通点のそれぞれにおける二人の差異を説明した。

参照：入江幸男『ドイツ観念論の実践哲学研究』弘文堂、2001年

(https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/44377/17365_Dissertation.pdf)

この書の第二部第二章第三節「フィヒテの他者論とヘーゲルの他者論の比較」

ここでは、別の観点で、ブランダム＝ヘーゲルの承認論とフィヒテの承認論の差異を考察する。

#両者の差異1：承認は自己意識の成立時にだけ必要である／持続的に必要である。

*フィヒテでは、自己意識が成立した後では、他者からの働きかけ、「促し」、承認は不要になる。

他者からの「促し」を自己意識の存在論的条件としてアприオリに証明できるのは、意識の「最初の状態」が成立するときだけである（フィヒテ『道徳論の体系』（FWIV222、拙著99）。その後の促しは、最初の促しで獲得された他の理性的存在者の概念をもとに、類推によって認識される。

「私とは、私が意識に到達したその瞬間から、私が自由をもって私をそれへと作るものである。そして私がこのようなものであるのは、私が私をそれへと作るがゆえにである、と。」（『道徳論の体系』FWIV222、邦訳全集9巻269）

*ブランダム＝ヘーゲルでは、承認は、自己意識の持続的構造的要素である。

「承認されることへのコミットメントの形での承認への欲求は、自己意識の持続的構造的要素である。それは、自己意識という相互承認の達成によって完全に満たされても持続する。それは、他のいかなる約束も採用され、放棄されるために必要な背景の一部として存続するので、自分自身にとって承認者であることは、自己概念の不可欠な要素である。」（ST260）

ブランダム＝ヘーゲルは、なぜ持続的に相互承認を必要とするのだろうか。ブランダムの議論では、自己意識は、相互承認（承認の対称性）と承認の推移性によって成立する。相互承認が欠けると、自己承認は仮想的なものになるだろう。言語の規則に従うことに関しては、一旦言語の規則を習得したら後は、一人で言語の規則に従うことができるということにならない、というのが「規則遵守の問題である。言語の規則に従っていることについての社会的サンクションが常に必要である。相互承認が持続的に必要になるのは、このためである。」

#両者の差異2：自己意識の起源論がある／ない

フィヒテは、他者からの「自発性への促し」によって自己意識が初めて成立すると考える。これに対して、ブランダム＝ヘーゲルはおそらく自己意識の起源論を拒否するだろう。

#フィヒテからの予想されるブランダム＝ヘーゲルへの批判：自律のためには、促しが必要。

フィヒテならば、おそらく次のように批判するだろう。自分にある態度をとる責任があると見做す場合に、この見做す行為が、他者から命じられるのであれば、それは自由ではないし、それが自分の中に所与のものとしてあるのだとすると、その行為もまた自由であるとはいえない。そこでフィヒテは、つぎのようにいう。

「私は自発性による本来的な実在的自己規定を所与のものとして見出すことはできず、私にこのような自己規定を自分で与えなければならぬ。[だが] このことはまったくの矛盾であろう。したがって、私はある種の自己規定を観念的規定によってのみ、つまり私の介助なしに現存するものの模写によってのみ、見出すことができるであろう。——私の自己規定が私の介助なしに現存するということが意味しうるのは、この自己規定はある観念 (Begriff) として現存すること、あるいは簡単に言えば、私は自己規定へと促されていることでしかない。私がこの促し (Aufforderung) を理解するならば、私は確かに私の自己規定を当の促しの中で与えられたものとして思考し、この促しの概念の中で私は私自身 *uuu* に対して自由なものとして与えられる。」(フィヒテ『道徳論の体系』(1798) FW IV, 220、日本語全集第9巻 267頁)

この「促し」に似た概念はカントの中にもある。カントによれば、私たちの意志は感性によって「規定」されるのではない。もしそうならば意志は自由ではないだろう。意志は感性によって規定されるのではなく、「触発」されるのである。(それは外界の認識において、私たちの感性が物自体に規定されるのではなく、触発されることと同じである。もし私たちの感性が物自体に規定されるのなら、私たちは物自体を認識できることになり、素朴実在論を採用することになるが、それは多くの問題を引き起こすだろう。) 感性の多様が、意思を規定するのではなく、触発すると考えることによって、カントは、選択意志の自由を確保したのである。ただし、カントの「触発」は感性的なものであるが、フィヒテの「促し」は概念的なものである。

フィヒテの「促し」は、自由な自発的な行為への促しであり、言語的概念的なものである。そのような促しができるものは、他の理性的存在者である。それゆえに、「自分の外部に現実的な理性的存在者を想定することは、自己意識の条件であり、自我性の条件である。」フィヒテ『道徳論の体系』(1798) FW IV, 221、日本語全集第9巻 267f頁)

#ブランダム＝ヘーゲルからの予想されるフィヒテ批判：フィヒテには承認の共同体論、共有知論がない。

「両者は、互いに承認しあっていることを互いに承認しあっている」(PG184)

ヘーゲルは、相互承認が、そのことを互いに知っているという「相互知識」ないし「共有知」を不可欠な条件とすることを重視しているが、フィヒテの「促し」や「承認」の説明では、その重要性の認識が薄いように思われる。

それに対して、ブランダム＝ヘーゲルの議論に依拠して、相互承認論や承認的共同体論からさらに進んで、共同注意論や、「共同承認」論を展開できる可能性がある。

ブランダムの説明によれば、自己承認は、承認の推移性と対称性(他者との相互承認)に媒介されている。相互承認しあう他者が私を承認することによって私は私を承認する。ここで推移性と対称性を介して自己承認が成立するとき、ここでは、単なる相互承認ではなく、「共同承認」とでもいべきものが成立している。これは、私への共同注意を伴うものであるが、単なる「共

同注意 (joint attention)) よりも強いものである。それを「共同承認(joint recognition)」と呼んでもよいだろう。これは、Margaret Gilbert のいう「共同コミットメント (joint commitment)」の一種であり、Searle のいう「集合的志向性(collective intentionality)」の一種だと言えるだろう。ここから承認論は、共有知論や共同コミットメントの議論に接続できることになる。

Figures

Figure 266 9.1 用語説明

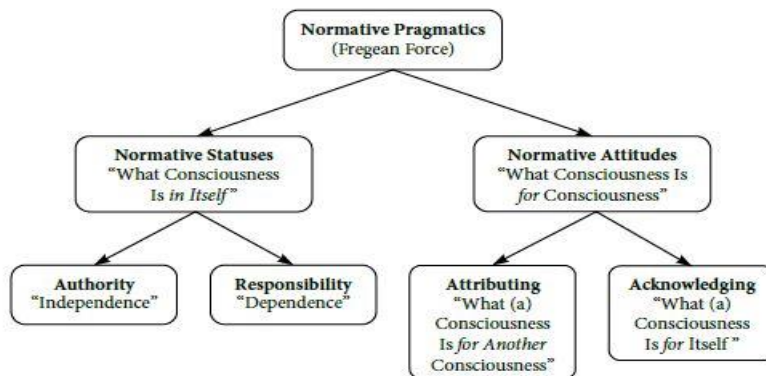


Figure 9.1

Figure 9.2 272 BKNS

Autonomy: The Basic Kantian Normative Status

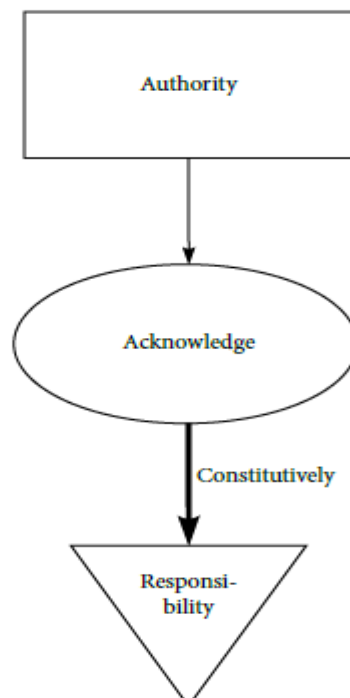


Figure 9.2

Figure 9.3 p.279 カントの自律の社会的次元

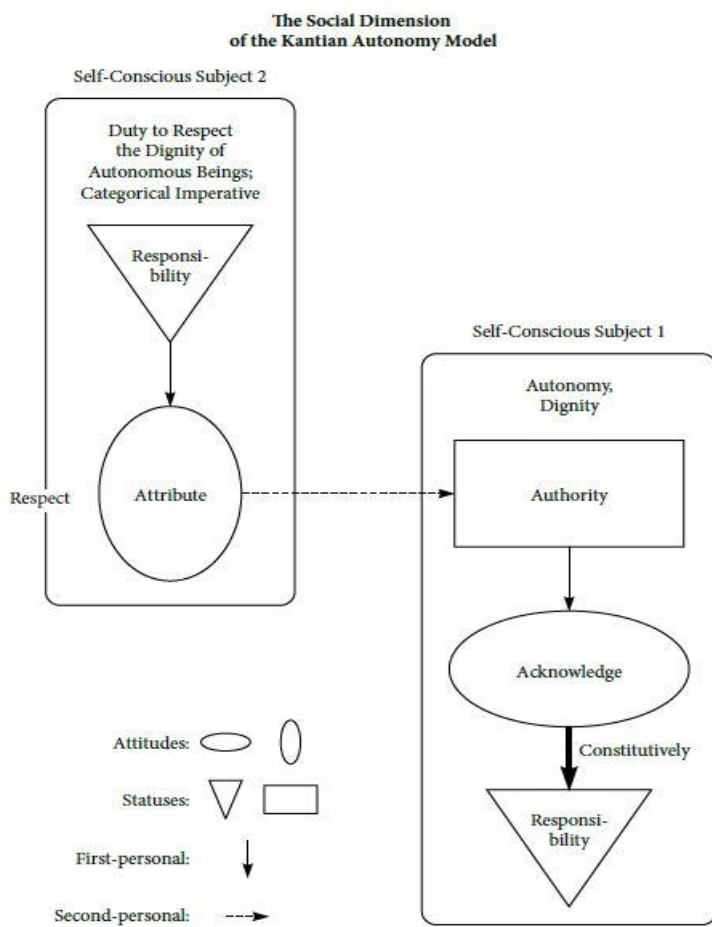


Figure 9.3

Figure 9.4 p.281 頑健な一般的承認

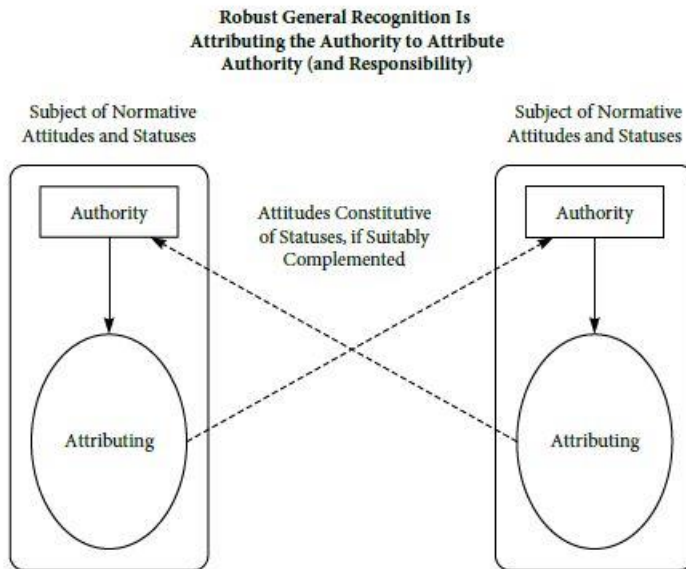


Figure 9.4

Figure 9.5 287 ヘーゲルの承認モデル：適切に補完された規範的態度が規範的地位を制定する

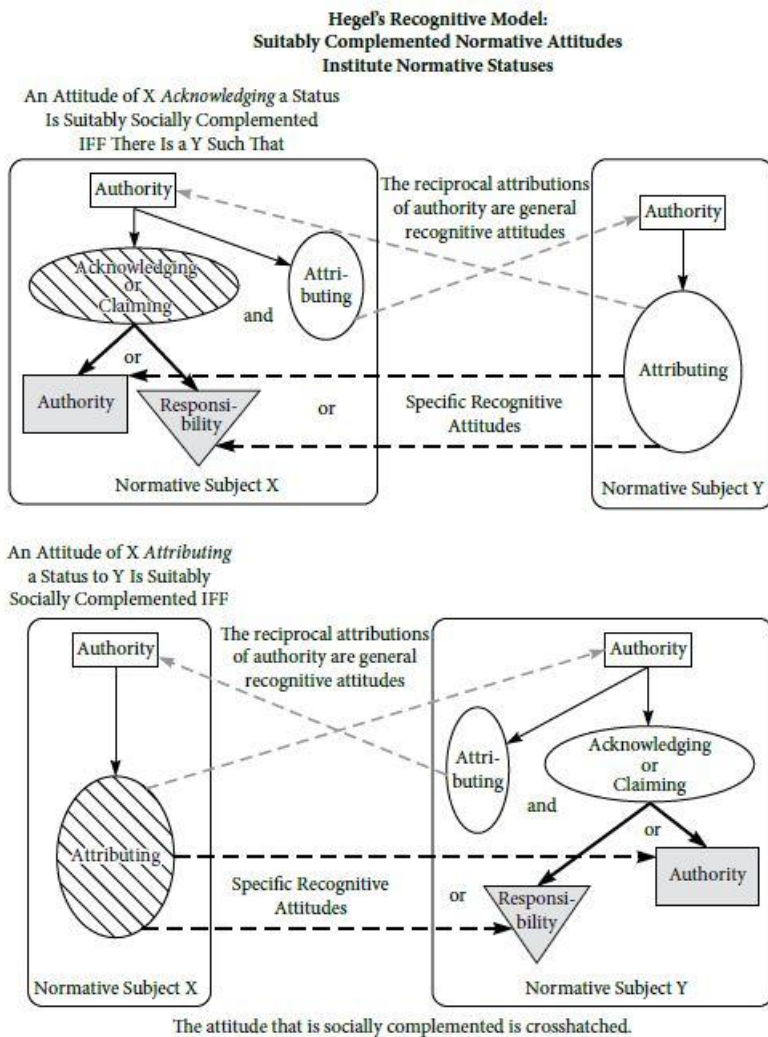


Figure 9.5

Figure 9.6 p.297 拡張された承認共同体

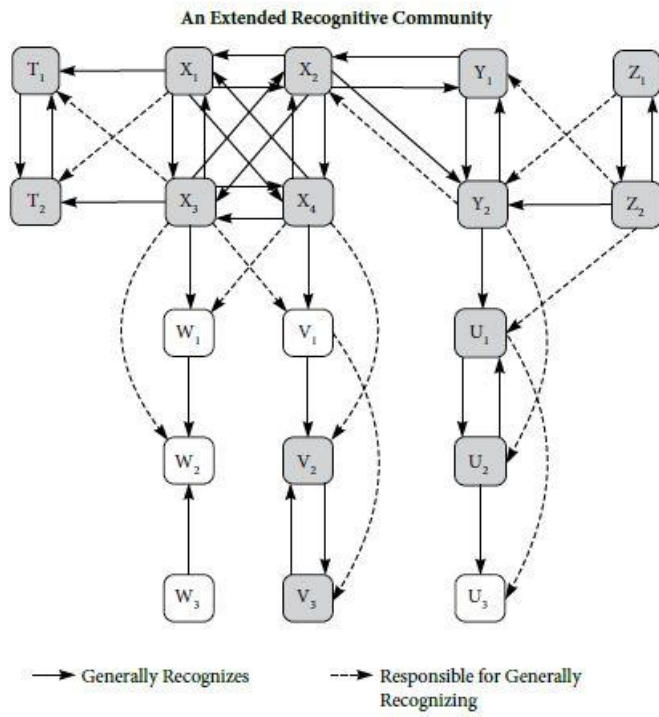


Figure 9.6